

女子差別撤廃条約実施状況第6回報告について

1. 本報告の位置付け

本報告は、我が国が1985年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（「女子差別撤廃条約」）の第18条の規定に基づき、国連事務総長に提出した第6回報告である。

本報告は、第5回報告作成時点の2002年5月以降から、2006年6月までの約4年間の我が国における女子差別撤廃条約の実施に関する進展を中心に報告している。

2. 本報告の特徴

（1）国民から幅広い意見を募集

国民からの幅広い意見を報告に反映させるため、本報告に盛り込むべき事項について、2005年11月に有識者等へ照会するとともに、ホームページで幅広く国民に同様の照会を行った。

さらに、2005年12月には、本報告に盛り込むべき事項について国民各界各層との情報・意見交換のための会、2006年3月には、寄せられた意見に関連し、それらに対する政府の取組についての説明及び意見交換を行うことを目的に、情報・意見交換会を開催した。

（2）報告内容のポイント

（ア）基本計画の策定

- ・ 「男女共同参画基本計画（第2次）」の閣議決定（2005年）

（イ）女性に対する暴力の根絶

- ・ 強姦罪、強制わいせつ罪等の法定刑の引き上げ等を内容とする「刑法」の改正（2004年）
- ・ 人身売買罪の創設、逮捕・監禁罪及び略取・誘拐罪の法定刑の上限の引き上げ等を内容とする「刑法」の改正（2005年）

- ・ 児童買春罪、児童買春斡旋等の法定刑の引き上げを内容とする「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正（2004 年）
- ・ 「人身取引議定書」の国会での締結承認（2005 年）
- ・ 「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の締結（2005 年）
- ・ 「配偶者」の定義追加、「暴力」の定義拡大等を内容とする「配偶者暴力防止法」の改正（2004 年）

（ウ）男女雇用機会均等確保対策の推進

- ・ 性差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を内容とする「男女雇用機会均等法」の改正（2006 年）

（エ）育児・介護期における条件整備の充実

- ・ 「少子化社会対策基本法」の成立（2003 年）
- ・ 「少子化社会対策大綱」の閣議決定（2004 年）
- ・ 育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長等を内容とする「育児・介護休業法」の改正（2004 年）
- ・ 「次世代育成支援対策推進法」の成立（2003 年）

（了）